

採点項目表　主任監督員

起工番号
検査番号

号
号

[主任監督員]

※ 該当項目の□に数字「1」を入力する。

2施工状況

II. 工程管理

不要 YES NO

- | | |
|--|---|
| | |
| | X |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
- 当初工期を厳守し工事を完成させた。
 工期的制約がある場合において指示工期内（標準工期の90%以下）に工事を完成させた。
 隣接する他の工事との積極的な工程調整を行った。
 地元調整を積極的に行い、業者の責によるトラブルもなく完成させた。
 工期や工程に関して、発注者側の手を煩わすことがなかった。
 専任の技術者が工事現場への専任を要さない期間を除き、常駐している。（請負額4,500万円以上）
 施工体制が充実していた。（施工体制台帳、施工体系図が適切である。）

→不備に対する改善に応じなければ、法令順守で減点する。

YES-NO=

判定

- | | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
- YES-NO= +5以上・・・a
 YES-NO= +3~+4・・・b
 YES-NO= 0~+2・・・c
 YES-NO= -2~-1・・・d
 YES-NO= -3以下・・・e
 工程管理に重大な不備があった。・・・e

週休2日試行工事で通期4週8休以上確保した・・・a

III. 安全対策

不要 YES NO

- | | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
- 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んだ。（店舗パトロール実施、災害防止協議会の設置と開催など）
 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
 (KY活動実施、新規入場者の教育など)
 安全管理に関する技術開発や創意工夫を取り組んでいる。（アイデアの提案と実施など）
 現場内外の安全対策を積極的に行い、事故防止に真剣に取り組んだ。
 (交通安全対策、第3者に対する災害防止対策など)
 注意指導がない、または注意指導事項を真剣に受け止め、それに対して迅速かつ適切に対処した。
 工事期間中は小さな事故等のトラブルもなかった。
 施工により、埋設物や家屋等の第3者の財産に損害を与えたかった。（事業損失など）

※対応が普通の場合や該当が無い場合は「不要」にチェックすること。

YES-NO=

判定

- | | |
|---|---|
| X | X |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
- YES-NO= +5以上・・・a
 YES-NO= +3~+4・・・b
 YES-NO= 0~+2・・・c
 YES-NO= -2~-1・・・d
 YES-NO= -3以下・・・e

工事特性とは、都市部での工事や、期間が長い工事、維持工事は安全の確保や各種調整等について困難であることが想定されるので、**その履行が的確に行われた場合に、積極的に評価する**ものである。
 その概要を余白に記入すること。
 なお、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。

該当なし。

I 構造物の特殊性への対応

- 1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事
- 2. 対象構造物の形状が複雑であり、施工条件が特に変化する工事
- 3. その他（理由： ）

※上記対応事項については、2つまでの評価とし最高で**4点の加点**とする。

II D I D地区、田丸町・北野町・城島町・三瀬町のまちなかでの作業環境、社会条件等への対応

- 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事
- 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事
- 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事
- 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
- 8. 緊急時に対応が特に必要な工事
- 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事
- 10. 夜間工事

※上記対応事項については、3つまでの評価とし最高で**6点の加点**とする。

III 上記Ⅱの地区以外での作業環境、社会条件等への対応

- 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事
- 8. 緊急時に対応が特に必要な工事
- 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事
- 10. 夜間工事

※上記対応事項については、2つまでの評価とし最高で**4点の加点**とする。

IV 厳しい自然・地盤条件への対応

- 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事
- 12. 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事
- 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事
- 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事
- 15. その他（理由： ）

※上記対応事項については、2つまでの評価とし最高で**4点の加点**とする。

V 長期工事における安全確保への対応

- 16. 12か月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）
 ※但し、文書注意に至らない事故は除く。

- 17. その他（理由： ）

※上記対応事項については、2つまでの評価とし最高で**4点の加点**とする。

VII その他

その他（中心市街地活性化基本計画区域の商業地域内における工事は別途2点の加点とする。）
その他（

評 点：点

※工事特性は最大20点の加点評価とする。

※各項目1～15の『具体的な施工条件等への対応事例』は下記を参照すること。

『工事特性の具体的内容』

【1.について】

- 掘削土量が30,000m³以上
- 盛土量が10,000m³以上
- 重要構造物※注1）、高さ3m以上又は内空幅2.5m以上の無筋及び鉄筋構造物
- 中大口径推進工法、シールド工法、V'イ'イ'イ'工法
- 合材使用料1,000トン以上の舗装工事※注2)
- 盛・切土法面の施工高さが5mを超える。
- 橋梁の新設、架替え工事支間長15m以上
- PC、鋼構造による新設の橋梁架設工事
- 導水管・送水管及び配水本管工事（口径φ350mm以上）

※注1) 重要構造物とは・・・

- ◆上下水道施設：浄水場、処理場、ポンプ場
- ◆河川構造物：井堰、水門、樋管、樋門
- ◆道路構造物：大型ボックスカルバート、大型擁壁
- ◆橋梁：下部工
- ◆その他：場所打杭

※注2) 例

$$t=5\text{cm}, A=8,500\text{m}^2 \text{の場合} \\ 8,500 \times 0.05 \times 2.35 \times 1.10 \text{ (ロス率)} = 1,099 \text{トン}$$

【2.について】

- 現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
例1) 災害に伴う本復旧工事
例2) 岩盤ラインが推定ラインと異なっていたため再設計が必要となった。

【3.について】

- 構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。（橋梁耐震補強・補修工事、下水道耐震補強・長寿命化工事、シールド工事）
- 技術固有の難しさへの対応が必要である工事。（新技術・新工法を伴う工事）
- 地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。

【4.について】

- 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
例1) 掘削中にボイリングが発生したため、仮縫切りの方法を変更
例2) 平板載荷試験の結果、支持力不足が発生したため基礎の見直しを行った。

【5.について】

- 以下の占用物の移設が伴う工事（◆九電、NTT◆水道の配水本管（φ350mm以上）◆県南企業団送水管◆下水道幹線）
- 各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
例1) 干潮区域による時間的制約
例2) バス路線や鉄道等の未運行時間帯での施工

【6.について】

- DID地区での工事。
- 旧4町のまちなかでの工事（北野・三瀬地区の用途地域および城島・田主丸地区の用途指定予定区域）

【7.について】

- 交通量が多い国県市道
 - ◆国道：直轄国道・補助国道の全ての国道
 - ◆県道：福岡県資格者配置路線、県管理の国道を含む
 - ◆市道：4以上の車線を有する道路 例）けやき通り、三本松通り、櫛原バイパス、外環状線、上津バイパス等

【8.について】

- 緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。（災害発生等による緊急作業）

【9.について】

- 作業現場が広範囲に分布している工事。（農村森林整備課、道路整備課等発注の工事で複数工区を持つ工事）

【10.について】

- 夜間工事

IV 厳 しい 自 然 ・ 地 盤 条 件 へ の 対 応	【11.について】
	工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。
	支持地盤の形状が複雑なため、深基礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。
	施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
	【12.について】
	河川区域内のため、設計書で計上する以上に気象等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。
	潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。
	【13.について】
	急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。
	斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。
	【14.について】
	久留米市土砂災害ハザードマップの土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された区域内における工事
	イヌワシ等の猛禽類やマルバノホロシ等の希少植物などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事
	ヒナモロコ等の魚類やアオカズラ等の希少植物などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事（福岡県レッドデータブック参照）
	【15.について】
	その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。
	その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事

I. 地域への貢献等

《各種事例》

- 工事場所付近（工事場所以外）の地域清掃や草刈り（1回当り4時間以上の計2回以上）
 工期中の災害等の緊急な復旧工事、救援活動、防災活動
 現場紹介広報紙、現場見学会
 各種表彰
 地域住民の要望に対する自主的な対応
 地元主催のイベント等への積極的な参加
 周辺環境への積極的な配慮（粉塵、騒音、振動、水質汚濁等）
 その他（
 その他（
)

※上記の該当があれば次のaかbを選ぶこと。なければcを選ぶこと。その概要を余白に記入すること。

- a 3項目以上にわたってよく貢献した。 判定
 a' 2項目にわたってよく貢献した。
 b 1項目によく貢献した。または複数項目で多少貢献した。
 b' 1項目に多少貢献した。
 c 特になし

7法令遵守等

判定

措置内容	点数
1. 指名停止3ヶ月以上	-20点
2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点
3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点
4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点
5. 文書注意	- 8点
6. 口頭注意	- 5点
7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、軽微なため処分がなかった場合	- 3点
8. 総合評価評価内容がすべて履行されなかった場合	-20点
9. 総合評価評価内容が一部履行されなかった場合	-10点
10. 総合評価において、受注者の責による配置技術者の変更があった場合（極めて特別な場合を除く）	-10点
11. 項目該当なし	0点

①本評価項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置が
あった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所、総合評価の提案内容等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者等
の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1. 入札前に提示した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承諾を行った。
3. 宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
6. 建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請け、技術者の専任違反等。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の遂行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不當に下請け代金の額を減じているなどの、それに類する行為がある。
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14. 安全管理の対応が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
16. 項目「10」の「極めて特別な場合」とは、変更する理由が、技術者の死亡、長期入院、退職、出産、育児、介護等であり、変更後の技術者が、変更前の技術者と同等以上の資格及び工事成績評定点を有する技術者を配置することができる場合。